## 業務的速報

No. 38

発行 15.1.27 JR東労組業務部

制铝

## 2014政策フォーラムの提言実現に向けた申し入れ

## 提言の実現に向け



## 職場議論を巻き起こそう!

- 1. 各系統の職場に「技術専任職」を配置し、「職場を熟知したプロ」の育成をはかり定着させること。
- 2. 線区の特情を考慮し、お客様の乗車しない列車の防護係員省略を行わないこと。
- 3. 運転取扱実施基準管理規程第4章の第9条を遵守すること。また、突発的な対応でも担当 線区外を乗務させないこと。
- 4. 「踏切鳴動持続時に通行者(車)を通行させる際の取り扱い」を遵守し、兼掌踏切鳴動持続時に他鉄道事業者と異常時の取り扱いを定め現場に周知すること。また、長時間遮断となった場合、指令、消防、警察と連携し、緊急車両の迂回を要請すること
- 5. 保守作業の安全を確保するため、長大間合いを定期的に設け、集中的な工事施工ができる 体制を確立し、そのためのダイヤ設定をすること。
- 6. 総合車両センター等で施工される列車改造工事を車両検修技術向上と技術継承の観点から、本体で施工すること。また、列車改造工事の施工期間を十分に確保するために、本社、支社、現場の連携を密にし、仕様のデザイン決定から図面作成、工事施工まで計画的に進めること。
- 7. 車両の設計段階から関係する社員等の意見を反映させること。また、新幹線車両に荷物の収納スペースを確保すること。
- 8. 出向社員の事務手続きについて、事務センターとのやり取りが煩雑になっている現実を鑑み、出向者が一カ所に集中している現業機関については、扶養親族認定や年末調整等の事務手続きが集中する繁忙期、現場内に相談窓口を一定期間設けること。また、事務センターとの再郵送料金を会社負担とすること。
- 9. 応募型研修やセミナー等の参加について、本人の希望・意見を尊重すること。また、人事評価は本来業務での評価とすること。
- 10. 現場の実態に合わせた作業ダイヤを作成すること。また、遺失物集約駅に忘れ物案内所を設置すること。
- 11. 遺失物取扱業務と車椅子案内業務は業務内容が異なるため一括委託は行わないこと。
- 12. 社会人採用者(駅配属)のライフサイクルを確立し、輸送職のプロを育成すること。また、地元から採用をおこない地域と線区に根ざした人材とすること。
- 13. 管理駅は委託駅で異常が発生した場合、迅速に対応できる体制を確立すること。また、業務委託会社で働く組合員に対する教育・訓練は、本体と同等に行うこと。